

# 総務教育常任委員会資料

(平成23年5月20日)

〔件名〕

- ・東日本大震災（平成23年東北地方太平洋沖地震）への対応状況について  
【財政課】・・・1
- ・東日本大震災関連寄附の状況について  
【財政課】・・・3
- ・被災地の自動車に係る自動車税の現況調査結果について  
【税務課】・・・4
- ・一定額以上の工事又は製造の請負契約の報告について  
【営繕課】・・・5
- ・ゲゲゲの鳥取県応援団による復興支援等について  
【東京本部】・・・6
- ・関西圏における情報発信について  
【関西本部】・・・7
- ・関西における企業の人材確保支援等について  
【関西本部】・・・8
- ・販路開拓商談会等の開催について  
【関西本部】・・・9
- ・東日本大震災被災地への職員派遣について  
【人事企画課】・・・10
- ・時間外勤務縮減の取組状況について  
～スマート県庁5(GO)・5(GO)プロジェクト～  
【人事企画課】・・・11
- ・鳥取県庁のクールビズの開始について  
【人事企画課】・・・20
- ・平成23年度のカイゼン活動について  
【業務効率推進課】・・・22
- ・人権尊重の社会づくり相談ネットワークの運用状況と検証について  
【人権・同和対策課】・・・23
- ・宅地建物取引上の人権問題解決に向けた取り組みについて  
【人権・同和対策課】・・・26
- ・『鳥取県史ブックレット』第8巻・9巻の刊行について  
【公文書館】・・・33

総 務 部

# 東日本大震災（平成23年東北地方太平洋沖地震）への対応状況について

平成23年5月20日

財 政 課

平成23年3月11日に発生した東日本大震災(平成23年東北地方太平洋沖地震)により被害を受けた、被災地、被災者及び県内企業等に対する緊急支援を実施

総事業費 424百万円(県予算所要額 380百万円)

うち がんばろう 日本!鳥取発リバイバルプラン関連

231百万円( 209百万円)

フレンドシッププログラム分

193百万円( 173百万円)

リノベーションプログラム分

38百万円( 36百万円)

## (1) 平成22年度予備費対応 総事業費 19百万円(県予算所要額 19百万円) 単位:千円

事業区分	事業内容	事業主体	補助率	事業費	県予算額
被災地支援	職員派遣(災害応援隊等)	県	—	3,505	3,505
	災害派遣医療チーム(DMAT)及び医療救護班の派遣	県	—	1,515	1,515
	災害支援物資等被災地への物的支援	県	—	12,778	12,778
〔県庁外活動〕	避難者居住支援(移動支援、家財等準備)	県	—	1,329	1,329
県内避難者支援	被災児童生徒入学支度金	県	—	200	200
合計				19,327	19,327

## (2) 平成23年度予備費対応 総事業費 47百万円(県予算所要額 46百万円) 単位:千円

事業区分	事業内容	事業主体	補助率	事業費	県予算額
被災地支援	職員派遣(災害応援隊等)	県	—	14,665	14,665
	災害支援物資等被災地への物的支援	県	—	4,981	4,981
〔県庁外活動〕	避難者居住支援(家財等準備)	県	—	2,600	2,600
県内避難者支援	避難者の雇用(県非常勤職員)	県	—	5,380	5,380
〔県庁外活動〕	広報の強化、緊急誘客宣伝活動の実施	県・(社)鳥取県観光連盟等	—	17,400	17,400
観光誘客促進	体験型旅行の誘致強化				
〔県庁外活動〕	被災地への水産物チャーター便の運行	(社)境港水産振興協会	1/2	1,860	930
農林水産業支援					
合計				46,885	45,955

## (3) 平成23年度補正予算(専決処分)対応 総事業費 20百万円(県予算所要額 20百万円)

単位:千円

事業区分	事業内容	事業主体	補助率	事業費	県予算額
〔県庁外活動〕	避難被災者生活支援金	県	—	20,000	20,000
県内避難者支援					
合計				20,000	20,000

## (4) 平成23年度6月補正予算対応 総事業費 338百万円(県予算所要額 295百万円)

単位:千円

事業区分	事業内容	事業主体	補助率	事業費	県予算額
被災地支援	職員派遣(災害応援隊等)	県	—	21,917	21,917
	災害派遣医療チーム(DMAT)及び医療救護班の派遣	県	—	56,924	56,924
〔県庁外活動〕	私立学校在籍の被災生徒の授業料等減免	私立学校	10/10	4,327	4,327
県内避難者支援 (教育支援)	被災児童・生徒等の幼稚園、小中学校への就学援助	市町村	10/10	8,994	8,994
	被災児童・生徒等の特別支援学校・特別支援学級への就学援助	県・市町村	10/10	994	994
	被災生徒への奨学金枠の追加	県	—	2,282	2,282
	被災児童・生徒への就学支援のための基金積立て	県	—	16,597	16,597

事業区分	事業内容	事業主体	補助率	事業費	県予算額
【バ・ソ・プログラム】 県内避難企業支援	県内での生産活動の場の提供等、被災企業等の事業継続支援	事業者	1/2～ 10/10	(6,743) 100,000	(6,743) 100,000
	水産業関連施設の移転支援	事業者	1/3	30,000	10,000
【バ・ソ・プログラム】 被災中小企業支援	特別相談窓口の設置・中小企業緊急支援チームによる経営改善支援	県	—	(8,104) 590	(8,104) 590
	販路拡大・取引マッチング支援の強化	県	—	(8,906)	(8,906)
【バ・ソ・プログラム】 農林水産業支援	仮設住宅資材用木材等としての間伐材搬出支援	森林組合等	定額	16,319	16,319
	被災地への水産物チャーター便の運行	出産水産物協会	1/2	2,340	1,170
災害対策見直し	地震津波災害避難計画の見直し	県	—	5,574	5,574
	原子力災害避難計画の見直し	県	—	9,930	9,930
	県全体での業務継続計画(BCP)推進(県、市町村、企業、医療・福祉機関等)	県	—	(4,300) 8,999	(4,300) 8,999
耐震化促進等	住宅の耐震化促進、普及啓発強化	県・市町村	1/2	15,732	4,482
	私立学校の耐震化推進(耐震診断支援)	私立学校	1/2	2,182	1,091
	難病拠点施設での非常用電源装置整備	医療機関	2/3	3,212	2,141
エネルギー対策	再生可能エネルギー導入可能性調査	県	—	14,165	14,165
	LED照明の導入促進	市町村	1/2	16,000	8,000
その他	復興祈念コンサートの開催	県・鳥取大学	1/2	960	480
合計				(28,053) 338,038	(28,053) 294,976

※カッコ内は緊急雇用基金事業(外数)

(5) 【バ・ソ・プログラム】商工業者向け制度融資の貸付限度額の倍増、償還期間の延長、利用要件の緩和

資金名	資金の対象	貸付限度額	年利率	償還期間	拡充内容
【貸付限度額の倍増】 取引安定化対策資金 (地震対策枠・ 震災復興緊急保証枠)	運転・設備資金	地震対策枠 1億円 緊急保証枠 1億円 (最大2億円)	1.43%	地震対策枠 10年以内 (据置3年) 緊急保証枠 10年以内 (据置2年)	貸付限度額  1億円 →2億円
【貸付限度額の倍増】 経営活力強化資金 (震災復興緊急保証枠)	運転・設備資金	通常 8千万円 緊急保証枠 8千万円 (最大 1億6千万円)	1.43%	地震対策枠 10年以内 (据置3年) 緊急保証枠 10年以内 (据置2年)	貸付限度額  8千万円 →1億6千万円
【償還期間の延長】 中小企業小口融資、 小規模事業者融資 (地震対策枠)	運転・設備資金	(小口) 1,250万円 (小規模) 1,500万円	1.43% ～1.66%	(運転) 6年以内 (据置1年) (設備) 7年以内 (据置1年)	償還期間 (運転資金)  5年(据置6月) →6年(据置1年)
【利用要件の緩和】 経営安定支援借換資金 旧制度融資等借換特別 資金	借換資金	2億円	1.43% ～1.96%	10年以内 (据置3年)	利用要件  取引規模20% →取引があること
中小企業小口融資 小規模事業者融資 (地震対策枠)	運転・設備資金	(小口) 1,250万円 (小規模) 1,500万円	1.43% ～ 1.66%	(運転) 6年以内 (据置1年) (設備) 7年以内 (据置1年)	売上高10%以上減少 →売上高5%以上減少

# 東日本大震災関連寄附の状況について

平成23年5月20日  
財 政 課  
福 祉 保 健 課

東日本大震災に関連した民間企業等から県への寄附及びその使い道等について、現状をご報告いたします。

## 1 県への寄附金の状況（5/19現在）

区 分	件 数 (件)	金 額 (円)
東日本大震災被災者支援のため	9	31,177,039

### ○ 寄附者内訳

企業・団体名等	寄附月日	金 額 (円)
株式会社新日本海新聞社・日本海新聞を発展させる会	4/14	10,000,000
アサヒコンサルタント株式会社	4/18	300,000
JAグループ鳥取	5/16	10,000,000
八幡コーポレーション株式会社	5/18	10,000,000
その他5件	—	877,039
計	—	31,177,039

※寄附月日は贈呈式等の日付

## 2 寄附金の使い道

頂いた寄附金の事業への充実に当たっては、寄附者の思いに応えることを第一に、被災地及び被災者に対する直接的な支援や県内事業者への補助金等を通じて被災地及び被災者に対する支援に繋がる事業についても充当し、活用させていただきます。

### (寄附金充当事業例)

#### ○東日本大震災避難被災者生活支援金 10,000千円

東日本大震災被災者生活支援金給付状況（給付額の1/2に寄附金充当。残り1/2は一般財源）

窓 口	件数 (件)	金額 (千円)
東部総合事務所県民局	3	700
中部総合事務所県民局	4	1,000
西部総合事務所県民局	10	1,900
計	17	3,600

(5/16現在)

○境港から被災地へ！水産物直送事業 585千円（6月補正事業。寄附金充当1/2）

○災害復興支援間伐材搬出促進事業 8,159千円（6月補正事業。寄附金充当1/2）

※このほか、被災者雇用経費や被災地への応援団派遣事業など、被災地及び被災者に対する支援に繋がる事業についても充当することにより、頂いた寄附金全額をしっかりと事業に活用して、寄附者の思いに応えてまいります。

# 被災地の自動車に係る自動車税の現況調査結果について

平成 23 年 5 月 20 日  
税 務 課

## 1 概 要

3月11日に発生した東日本大震災に係る被災地域で、鳥取県ナンバーの車両を所有する方への自動車税の定期賦課の取扱いについては、被災者の実情に応じた適正な対応を行うため、納税通知書発付前に、所有者の方へ車両の現況等の調査を実施した。

### [緩和策（既存制度）]

- |                     |                        |
|---------------------|------------------------|
| ○運行不可の場合は課税を中止      | ○徴収猶予（猶予期間中の延滞金は発生しない） |
| ○納期限の延長             | ○執行停止（担税力がない場合に滞納処分停止） |
| ○分割納付（複数回の分割納付を認める） | ○延滞金の免除                |

### [震災特例による支援策]

- |                                            |
|--------------------------------------------|
| ○被災自動車の代替取得の場合の自動車取得税の非課税措置（H26.3.31の取得まで） |
| ○被災自動車の代替取得の場合の自動車税の非課税措置（H25年度分まで）        |

## 2 調査内容等

### (1) 調査書発送日 平成 23 年 4 月 28 日（木）

通常の取扱い	納税通知書発付（4/28）⇒ 5/31納期限
被災地域の取扱い	現況調査書送付（4/28）⇒ 5/13回答期限 ⇒ 納税通知書発付（納期限は適宜設定）

### (2) 対象車両数 61 台 [対象者数 60 人]

→ 青森県 12 台、岩手県 4 台、宮城県 10 台、福島県 11 台、茨城県 24 台

### (3) 発送件数

- ・発送済 58 件（対象者数 57 人）
- ・発送前処理済 3 件（事前に登録データ等により確認できたもの）
  - 他県ナンバーへの変更登録済（1 件）、登録抹消済（1 件）、車両水没により課税を中止（1 件）

### (4) 調査内容

- ①車両の所在
- ②車両の走行の可否（否の場合は、修理又は廃車の意向を確認）
- ③納税通知書の送付先の確認

## 3 調査結果

(5月16日現在)

	発送件数	回答件数	(回答有)		返 戻	未回答	備 考
			走行可能	走行不可等			
青 森 県	12	9	9	0	0	3	
岩 手 県	3	3	3	0	0	0	
宮 城 県	8	2	2	0	1	5	
福 島 県	11	9	9	0	1	1	
茨 城 県	24	20	20	0	1	3	
計	58	43	43	0	3	12	

## 4 今後の取扱い

- |                                                             |
|-------------------------------------------------------------|
| ①車両の走行不可又は所在不明等 ⇒ 罹災証明書（後日提出も可）により課税を中止                     |
| ②所有者の所在不明（返戻） ⇒ 自治体等への所在確認調査 ⇒ 調査結果に基づき的確に対応（課税の中止、緩和策の実施等） |
| ③未回答者 ⇒ 納税通知書発付（納税義務の確定） ⇒ 本県から納税相談を働きかけ、実情把握               |

### (参考) 自動車税の概要

- 納税義務者 自動車の所有者（売主が所有権を留保している場合は買主）
- 税 率 自動車の種別、排気量等ごとに設定（例：総排気量 2,000cc の乗用車の場合 39,500 円）
- 納 期 4 月末に納税通知書を発付し、5 月末日までに納税
- 税 収 規 模 7, 2 2 1 百万円（平成 2 3 年度当初予算額）
  - 〔県収入割合〕 1 7. 4 % [本県ナンバー登録台数] 約 2 1 万 7 千台

## 一定額以上の工事又は製造の請負契約の報告について

【新規分】

総務部

主務課	工 事 名	工事場所	契約の相手方	契約金額	工 期	契約年月日	摘 要
総務部 営繕課	中部総合事務所本館等 耐震補強工事(建築)	倉吉市 東巖城町	東伯郡琴浦町赤碕 株式会社 井木組 代表取締役 井木 敏晴	221,550,000円 (予定価格) 241,905,300円	平成23年4月7日 ～ 平成24年3月16日	平成23年4月6日	総合評価 制限付一般競争入札 (7社)

## ゲゲゲの鳥取県応援団による復興支援等について

平成23年5月20日  
東京本部・食のみやこ推進課

### 1 趣旨

このたびの東日本大震災で大きな被害を受けられた地域の方々の復興を支援するため、以下のとおりご当地グルメ応援団の派遣やアンテナショップでの取組みを行います。

### 2 ゲゲゲの鳥取県応援団による復興支援について

被災地の避難所等に鳥取県のご当地グルメや郷土料理の炊き出し提供を行う応援団を派遣します。

#### (1) 実施体制

主催 : 鳥取県 (市場開拓局、東京本部)  
共催 : 琴浦町  
協力 : NPO 法人琴浦グルメストリートプロジェクト

#### (2) 炊き出し等を行う応援地

宮城県石巻市 2か所の避難所 (渡波小学校、蛇田小学校)

#### (3) 日程等 (予定) 行程: 6月1日(水)～6月5日(日) 4泊5日 (現地2日間)

時期	場所	避難者数
6月3日(金)	渡波小学校	約500名
6月4日(土)	蛇田小学校	約200名

#### (4) 内容 (予定)

- ・ご当地グルメの提供 : あごカツカレー等の炊き出し
- ・琴浦町内の特産品の提供 : 乳製品、豚汁など
- ・「ゲゲゲの鬼太郎」等キャラクターとの交流

#### (5) 経費 2,000千円 (予備費対応)

- ①石巻市避難所107所 避難者数8,907人 (5/7現在)
- ②NPO 法人琴浦グルメストリートプロジェクト  
琴浦町内の国道9号線沿いの飲食店を中心に地域の特色を生かしたグルメで地域振興を推進している組織。平成22年8月NPO法人として認定。海鮮丼バトル、琴浦らーめん合戦、スイーツフェアなど多彩な催しを展開中。
- ③あごカツカレー  
因幡の祭典「B級+お宝グルメコンテスト」グランプリ受賞 (22年3月鳥取市開催)、現在琴浦町内4店舗で販売中。

### 3 東京アンテナショップでの被災地特産品フェアの開催について

鳥根県と連携して、本県の東京アンテナショップ「食のみやこ鳥取プラザ」において、被災地の特産品を販売するフェアを開催しています。売上げの一部は、運営事業者 (有限会社 長生堂) が被災地への義援金として日本赤十字社に寄付されます。

#### (1) 販売を行うアンテナショップ

- ・鳥取県 食のみやこ鳥取プラザ (港区新橋)
- ・鳥根県 にほんばし鳥根館 (中央区日本橋室町)

#### (2) 販売する特産品

茨城県産: オトメメロン、納豆加工品  
宮城県、福島県の特産品についても販売に向け調整中。

#### (3) 販売時期

茨城県の商品について4月26日(火)から販売開始。

#### (4) 販売の状況

「被災地応援フェア」の案内版を店頭を設置し、来店されたお客様に説明の上、販売。

#### (5) その他支援の取組み

アンテナショップ2階のレストラン「モンテマーレ」でも、3月から4月までのランチコーヒーの売り上げを義援金として日本赤十字社に寄付されました。(118千円)

# 関西圏における情報発信について

平成23年5月20日

関 西 本 部

## 1 NHK大阪放送会館における鳥取県の情報発信活動

関西圏の情報発信拠点の1つであるNHK大阪放送会館で本県の魅力を幅広く発信するイベントを開催する。

本年度は、昨年のNHK連続テレビ小説「ゲゲゲの女房」や流行語大賞となった「ゲゲゲの〜」といった「ゲゲゲのふるさと鳥取県」をより深くPR、「山陰海岸ジオパーク」といった新しいトピックスも交え、関西に住むお子さまやファミリー層をメインターゲットとして実施する。

- (1) 日 時 : 平成23年4月22日(金)～24日(日) 午前10時から午後5時
- (2) 場 所 : NHK大阪放送会館アトリウム(大阪市中央区)
- (3) 内 容 : スタンプラリー(県内観光スポットを紹介したコーナーを巡る)  
ステージイベント(しゃんしゃん傘踊り、麒麟獅子舞など)  
体験教室(ミニ砂像製作、ジオパークぬり絵、弓浜餅機織りなど)
- (4) 来場者数 : 約15,000人
- (5) その他 : NHK大阪放送局の番組でイベント開催の様子を放送(近畿2府4県)

## 2 高速道路サービスエリアにおける鳥取県の情報発信活動

鳥取県を訪れる観光客の多くが「自家用車利用」であるという実態を踏まえ、西日本高速道路サービスホールディングス株式会社と連携して高速道路ユーザーをターゲットとした本県の魅力発信を実施する(一部予定)。

### (1) 「観光PR冊子」の高速道路サービスエリアへの配架

春の本県の魅力を満喫していただけるようなPR冊子を作成し、鳥取自動車道を活用する関西圏の利用客が多いサービスエリア等に配架する。

期 間 : 平成23年4月28日(木)～6月27日(月)

場 所 : 加西サービスエリア(上下線)  
西宮名塩サービスエリア(下り線)  
三木サービスエリア(下り線)

部 数 : 各サービスエリアに1,500部配架(計6,000部)

その他 : 秋から冬にかけても再度実施予定

### (2) サービスエリアの紙コップへの広告掲出

サービスエリアの給茶コーナーで使用されている紙コップに本県の魅力(「山陰海岸ジオパーク」等)をPRする広告掲出を夏休み前に実施予定。

期 間 : 平成23年7月下旬～8月(30万個が使用され次第終了)

場 所 : 関西圏のサービスエリア20カ所

内 容 : ジオパーク等のPR

QRコードを活用した観光ウェブサイトへの誘導

※QRコード…バーコードの一種で、携帯電話のカメラで読み取ると文字情報(ホームページのアドレスなど)が取得できる。



# 関西における企業の人材確保支援等について

平成23年5月20日  
関 西 本 部

関西広域連合の発足と加入で鳥取県は名実ともに関西の一員となり、来年度中には鳥取自動車道全線開通予定で、関西圏と鳥取県との間での経済活動や人的交流の一層の活性化が期待されている。

このような中、人材確保は県産業活性化に不可欠であるが、進出企業から県内で必要な人材が得られないのではとの不安の声もあり、人材確保支援や進出企業のフォローアップを強化するため、次の事業を実施する。

## 1 非常勤職員（定住促進コーディネーター）の配置

緊急雇用創出事業による配置を行い、関西の大学等に進学する鳥取県出身者（県外進学者の約半数毎年約850名が進学）に対するUターン就職を支援するため、主に関西の大学等との連携を開拓、強化する。

（従来は、(財)ふるさと鳥取県定住機構の定住促進コーディネーター1名を関西本部に配置。今回はこの職員に加えて県で新規に配置し、従来訪問できなかった大学等の新規開拓に注力。）

### (1) 業務内容

- ・大学等の学校訪問による鳥取県就業支援の情報提供並びに学校側の就職支援等の情報収集
- ・学生への鳥取県内の求人・企業情報、就職セミナー等の情報提供

### (2) 職 名 定住促進コーディネーター（参与）

### (3) 任用期間 平成23年4月20日から平成24年3月末日（6月ごとの任用更新）

※平成24年度以降は、今年度事業実績等を踏まえ、(財)ふるさと鳥取県定住機構がUターン就職に結びつく業務部分の継続を検討する。

## 2 鳥取県サポーターズ企業地区別交流会の実施

鳥取県内への進出企業のうち関西圏からの進出は、全体の約7割（約90社）を占めているが、これらの企業へのフォローアップを十分に行うため、進出企業のニーズや問題点などを把握し、県の経済施策等を説明するなど意見交換し、県と進出企業間の相互理解と連携を強化するため次のとおり開催する。（今年度で4回目）

### (1) 日 時

西部地区	平成23年6月 8日（水）	午後3時30分から
中部地区	〃 6月15日（水）	午後3時30分から
東部地区	〃 6月22日（水）	午後3時30分から

### (2) 場 所 鳥取県関西本部 交流室（大阪市北区梅田1-1-3-2200 大阪駅前第3ビル22階）

### (3) 参加者 鳥取県への進出企業各社、県、市町村、その他関係団体等

### (4) 内 容 県の施策紹介及び「人材確保、退職者等の移住、県産品の活用等」の意見交換

※ 今後、進出企業トップと県内行政・経済界代表等との全体交流会についても開催予定

# 販路開拓商談会等の開催について

平成 23 年 5 月 20 日  
関 西 本 部

## 1 第 1 回鳥取県産品展示商談会の開催

関西本部では、従前より、県内事業者個々の要望に添った、販路拡大の支援を行っており、この度、より多くの販路拡大機会を希望する県内事業者多数の要望にお応えし、交流室拡大を契機に、関西において年間を通した定期的な商談会を初実施します。

第 1 回目として、次のとおり開催し、今後年度内に 3 回程度実施する予定です。

- (1)日時 平成 23 年 5 月 26 日 (木) 午前 11 時から午後 4 時まで
- (2)場所 鳥取県関西本部 交流室 (大阪市北区梅田 1-1-3-2200 大阪駅前第 3 ビル 22 階)
- (3)主催 鳥取県関西本部
- (4)内容
  - ・ 出展事業者 加工食品及び酒類を中心とする県内事業者 15 社程度  
(関西に営業部門を持たない事業者を中心)
  - ・ 出展品目 農産加工品、畜産加工品、水産加工品等
  - ・ 来場バイヤー 百貨店、スーパー、食品問屋等 35 社程度

## (5)年間計画

	日 程	中心となる商品 (他の商品でも出展は可能)
第 1 回	5 月 26 日	店舗販売を行いたい加工食品
第 2 回	8 月上旬	ふるさと認証商品
第 3 回	11 月中旬	農業生産法人及び農産物加工グループの製造する商品
第 4 回	2 月上旬	酒類及び飲料

## (6) 商談会説明会及び事前研修会の実施【実施済】

- ・ 日 時 平成 23 年 4 月 27 日 (水) 午後 1 時 30 分から午後 4 時まで
- ・ 場 所 中部総合事務所 会議室
- ・ 出席者 県内事業者、関係団体、行政等 7.2 名

## 2 関西の百貨店における初夏の鳥取フェアの開催

### (1) 京阪百貨店 5 店舗 (守口店、京橋店、ひらかた店、くずは店、すみのどう店)

- ・ 期 間：平成 23 年 5 月 26 日 (木)～6 月 1 日 (水)
- ・ 内 容：【守口店】

地下催事場で 4 業者出展、北条ワイン、鳥取産野菜の販売  
定番商品、鮮魚等の販売

【京橋店、ひらかた店、くずは店、すみのどう店】

定番商品、鮮魚等の販売

5 店が 1 日ずつ鬼太郎、ねずみ男、目玉おやじの着ぐるみによる PR

### (2) 【初開催】大丸百貨店梅田店

- ・ 期 間：平成 23 年 6 月 1 日 (水)～7 日 (火)
- ・ 内 容：地下 1 階 2 業者出展、地下 2 階 6 業者出展  
1 日 (水)、4 日 (土)、5 日 (日)は鬼太郎の着ぐるみによる PR

### (3) 【初開催】大丸百貨店須磨店

- ・ 期 間：平成 23 年 6 月 8 日 (水)～6 月 14 日 (火)
- ・ 内 容：10 業者出展、鬼太郎、トリピーの着ぐるみによる PR

# 東日本大震災被災地への職員派遣について

平成23年5月20日  
人事企画課

## 1 派遣状況

延べ派遣人数 484人（うち県職員323人）（5月20日現在）

区分	派遣先	派遣人数	派遣期間等	活動状況
災害応援隊	宮城県 石巻市	30人 （県15人 市町村15人）	3月22日～ （宮城県要請） 2週間交替（12陣）	・市役所及び14個所の避難所に2人ずつ配置（4/27～11箇所に変更。一部3名体制） ・避難者からの要望・苦情への対応、関係機関との連絡調整など避難所の運営に従事 ・避難所での寝泊りとなることから、3日～4日に1回は近隣の宿泊施設で休息が取れるよう配慮
保健師	宮城県 石巻市	3～4人* （県・市町村で編成）	3月15日～ （厚労省要請） 1週間交替（16陣） 第4陣、第11陣には 医師1名が同行	・避難所訪問及び被災地区の巡回訪問により被災者の健康状態を把握、指導
医療救護班 （医師、看護師等）	宮城県	4人	3月20日～ （厚労省要請） 5日間交替（26陣）	・鳥大附属病院、中央病院、厚生病院の交代制 ・女川町の救護所等で診療活動に従事
関西広域連合現地連絡所連絡調整員	宮城県	4人*	3月15日～ 2週間交替（9陣）	・宮城県庁、石巻市役所等で支援ニーズの把握、連絡調整、派遣職員の後方支援等に従事
放射能環境モニタリング 専門家（衛生技師）	福島県	2人	3月26日～4月30日 （文科省、福島県要請） 1週間交替（4陣）	・モニタリング車が同行 ・放射線量の測定及び環境試料採取に従事
児童福祉関係職員 （児童心理司、児童福祉司、心理療法士）	宮城県 東部児童相談所	3～4人*	4月4日～ （厚労省要請） 1週間交替（3陣） 不定期	・保育所及び避難所等を巡回し、子どもの心のケアを行う
指導主事（教員）	宮城県 石巻市	2人	4月12日～27日 （石巻市要請）	・小中学校の再開に向けた準備を支援

\*派遣人数には運転士を含む。

※上記以外では、鳥取市が福島県郡山市に、大山町が宮城県女川町に、それぞれ全国市長会及び全国町村会からの要請により職員を派遣。

## 2 今後の対応

### ○派遣の継続

派遣先の要請に基づき、県内市町村の協力を得ながら、当面継続して職員を派遣する。避難所運営については、職員を派遣している神奈川、北海道、兵庫と連絡会議を開催し、意見を調整した上で、石巻市の担当課と情報共有及び調整を実施しているところであり、現地の行政ニーズに対応して、避難所運営以外の業務についても柔軟に対応する。

### ○新たな職員派遣要請（各種専門職、一般行政）への対応

全国知事会及び関係省庁からの職員派遣可能人数の照会及び派遣要請に対して、全国知事会、関西広域連合及び県内市町村との調整により対応する。現在、非公式の要請も含めて土木、建築、教育関係の専門職に係る派遣要請があり、今後は福祉専門職の派遣要請も予想されるところ。

時間外勤務縮減の取組状況について  
～スマート県庁5(GO)・5(GO)プロジェクト～

平成23年5月20日  
人事企画課

知事部局においては、職員のワーク・ライフ・バランスの実現を目指して、時間外勤務の半減を目標とする全庁運動（スマート県庁5(GO)・5(GO)プロジェクト）を平成22年5月から実施しているところであり、平成22年度実績及び23年度の取組は次のとおりです。

1 平成22年度の取組状況

(1) 時間外勤務実績

○年間総時間数

前年比較で△27.6%減少（職員一人の月平均では△26.9%）

【知事部局の時間外勤務実績。（ ）は一人当たり月平均】

	H22	H21	前年増減比
第1四半期(4～6月)	104,280h	157,356h	△33.7%
第2四半期(7～9月)	80,179h	119,872h	△33.1%
第3四半期(10～12月)	98,000h	141,858h	△30.9%
第4四半期(1～3月)	127,630h	147,521h	△13.5%
計	410,089h(13.6h)	566,607h(18.6h)	△27.6%(△26.9%)

○所属毎の状況

- ・半数近い96所属で前年比30%以上の縮減
- ・さらに2割弱に当たる37所属では、前年比50%以上の縮減

○職員毎の状況

- ・月60時間以上の時間外勤務を行った職員の延人数は1,943人から909人に減少(△53.2%)
- ・また、年間総時間数360時間（月平均30時間）以上の職員数も552人から296人に減少(△46.4%)

(2) 縮減対策の具体的取組

≪「しごとダイエット2010」運動≫（しごとメタボの解消 ⇒ 業務の効率化）

○業務マネジメントの徹底

- ・時間外勤務の事前申出の徹底（必要性・緊急性の精査）
- ・時間外勤務の多い所属への聞き取り実施（改善策の検討）
- ・幹部会議の開催（縮減進捗の確認、対策の検討）

○業務の効率化

- ・全庁に影響の大きい事務の見直し（予算編成、決算統計、組織定数編成）
- ・各所属におけるカイゼン運動の取組

○各部局・所属における独自取組

- ・週単位で部内の時間外勤務実績（所属別・個人別）を集計し、毎週月曜日開催の課長会議で報告して、現状を各所属長に意識付け〔企画部〕
- ・職員単位の今週及び当面（1か月程度）のスケジュールを週初めに作成し、業務の計画的な執行に努める〔くらしの安心推進課〕
- ・協議時間を大幅短縮（終了時刻設定、電子会議室活用により協議前捌き など）〔広報課〕

⇒ これらマネジメントの徹底により、長時間勤務を行う職員の時間数が減少

≪「早期退庁deグッドジョブ」運動≫（早期退庁の機運づくり ⇒ 私生活の充実 ⇒ よい仕事）

○一斉退庁日の設定

改めて毎週水曜日を一斉退庁日として位置づけて、管理職による声かけなどにより早期退庁の機運が醸成

⇒ 水曜日の時間外勤務が、前年比較で半減（88,008h → 40,241h）  
他の曜日に比べて大幅に減少

## 2 平成23年度の取組について

「スマート県庁5(GO)・5(GO)プロジェクト」の具体的な取組について、職員意見等を踏まえて次のとおり見直すとともに、継続取組についてもさらに徹底を図る。

### ≪「しごとダイエット2011」運動≫

【新たに取り組むもの、拡充するもの】

#### ○カイゼン運動、事業棚卸しによる無理・無駄の一扫

全所属において職員一丸となった業務改善を実践し、その取組成果は全庁に横展開。

カイゼンの基礎となる5S(整理、整頓、清潔、清掃、習慣化)の徹底と、「仕事の見える化」により、物、業務、さらには管理の見える化を行う。

#### ・仕事の見える化(新規)

物、業務(種類、手順、内容、時間)などを”見える化”し、業務改革(手順のカイゼン、標準化、マニュアル作成)に繋げる。

#### ・H22カイゼン成果の横展開(拡充)

予算決算の事務処理方法、会計、用品の集中管理、ファイルや電子データの管理方法等の平成22年度カイゼン取組で横展開すべき成果について、県庁改革推進PTの無理・ムダ追放WG内に専門部会を設置して、より強力で推進。

【取組を徹底させるもの】

#### ○所属長による業務マネジメントの徹底

- ・午後4時以降の新たな業務指示の原則禁止
- ・事前申出の時刻を超えて時間外を行った場合の所属長報告

#### ○協議の効率化(終了時刻の設定、協議事項の明確化)

### ≪「早期退庁deグッドジョブ」運動≫

【新たに取り組むもの、拡充するもの】

#### ○時間外勤務の目標時間の厳格化(拡充)

- ・部局として、基本的にH22比30%以上の年間縮減目標を設定  
なお、22年度における縮減が20%未満の部局については、独自に高い目標を設定
- ・各所属においては、業務の実情に応じた月毎の縮減目標を策定(各部局内の計が目標時間数に収まるよう適宜調整)
- ・策定した目標は、庁内に公表するとともに、所属職員への周知を徹底
- ・設定した縮減目標と一定程度かい離した場合には、該当所属長は要因分析を行い、具体的な対策を策定

⇒ 対策は、所属内に掲示し、併せて庁内DB公表

〔一定程度の基準〕下記のいずれかに該当した場合

- ・2か月連続して目標を10%以上超過した場合
- ・四半期の実績時間数が、目標時間数を20%以上超過した場合

#### ○一斉退庁日等の推進(拡充)

- ・毎週水曜日の一斉退庁の徹底(所属長による施錠を義務付ける)
- ・年間4回(概ね四半期に1回)の時間外勤務ゼロ週間を設定  
2回は人事企画課において全庁統一週間を設定(8/15の週、10/10の週)し、他の2回は業務の実情に応じて各所属において設定

【取組を徹底させるもの】

#### ○勤務時間の特例制度の活用

- ・業務の性格上、やむを得ず時間外に行うことが必要な業務がある場合に、あらかじめ勤務時間をシフトさせる制度を積極的に活用

# 「スマート県庁 5(GO)・5(GO)プロジェクト」の取組について

平成22年5月10日制定  
平成22年8月18日改訂  
平成23年4月28日改訂  
行財政改革局

## 《スローガン》

### 「スマート県庁 5(GO)・5(GO)プロジェクト」

～ 2年間で時間外勤務の半減を目指そう ～

◇全職員の業務効率を2年間で5%向上させることで、

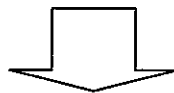
◇平成23年度には時間外勤務時間を50%に削減（H21比）

## 《プロジェクトが目指すところ》

“職員が、仕事と家庭生活の調和のとれた健康で豊かな生活を送れるよう、仕事のムリやムダを削り、求められる成果を最小限で合理的に達成する県庁の仕事文化に変革する。”

## 《目標達成に向けてみんなで取り組むこと》

- 主体的に仕事の進め方を点検し、職員一丸となってムリ・ムダを排除する全員参加のしごとダイエットの展開。
- 管理職の業務マネジメントにより、組織やチームによる効率的な働き方の追求。
- 周りの職員が行う仕事に関心を持ち、助けあいや目配りが行われるようなコミュニケーションが充実した職場の実現。
- 付き合い残業をやめて、定時退庁が推奨される庁風づくり。



- ◇職員にとって、私生活が充実することで仕事への意欲が増進し、また地域活動等への参加増大により、仕事以外の経験を活かし仕事の幅を広げていく好循環を図る。
- ◇これらの取組により、業務効率を5%向上させて、平成23年度には時間外勤務を半減（H21比）。

（月1人平均時間外勤務時間数を H21:18.6時間 → H23:9.3時間）

## 《取組の柱》

### 1 「しごとダイエット2011」運動 (しごとメタボの解消 ⇒ 業務の効率化)

協議の効率化、資料作成の無駄減らしなど、仕事の進め方を見直すことにより、業務効率を5%向上させることを目指す。

### 2 「早期退庁 de グッドジョブ」運動 (早期退庁の機運づくり⇒ 私生活の充実→よい仕事)

一斉退庁日及び一斉退庁ウィークの設定、午後4時以降の新規照会・依頼の禁止など、定時に退庁できる環境を整備することにより、時間外勤務を減らす。

### 3 組織・人事における柔軟な対応

各所属における時間外勤務の状況を的確に把握しながら、相互の応援体制を構築・運用するとともに、年度中途においても組織的な手当及び人事上の措置を大胆かつ柔軟に行うことにより、時間外勤務縮減の取組を進める。

## 《具体的な取組》 ※詳細は別紙

### 1 「しごとダイエット2011」運動

- (1) 全庁で一斉に取り組むもの
- ・所属長による業務マネジメントの徹底
  - ・カイゼン運動、事業棚卸しによる無理・無駄の一扫
  - ・業務実施主体の見直し
  - ・協議、会議の効率化
  - ・所属長の評価への反映
  - ・若手職員等の声の活用
- (2) 各部局で取り組むもの

### 2 「早期退庁 de グッドジョブ」運動

- (1) 全庁で一斉に取り組むもの
- ・一斉退庁日の徹底、一斉退庁ウィークの設定
  - ・午後10時以降等の時間外勤務の抑制
  - ・時間外勤務の目標時間の厳格化
  - ・恒常的に時間外勤務が多い職員の改善指示
  - ・時間外勤務縮減対策会議の開催
  - ・照会、依頼の厳格化
  - ・勤務時間の特例制度の活用
- (2) 各部局で取り組むもの

### 3 組織・人事における柔軟な対応

## 《取組の開始時期》 平成22年5月12日(水) から

# 1 「しごとダイエット 2011」運動（業務の効率化）

## （1）全庁で一斉に取り組むもの

### 所属長による業務マネジメントの徹底

- 午後4時以降の新たな業務指示の原則禁止。
- 勤務時間外の内部協議の原則禁止。
- 月の累計時間数が45時間を超えた職員に対して所属長が面談を行い、仕事のやり方等を点検・指導するとともに、業務分担の見直しなど改善方策を検討する。
- 命ぜられた終了時刻を超えて時間外勤務を行った場合には、当該職員はその理由等について所属長に報告した後に、時間外管理システムDBに実績入力する。

### カイゼン運動、事業棚卸しによる無理・無駄の一掃

- 資料作成の簡素化
  - ・内部向けの資料（特に議会答弁資料）は、見映えにこだわらず既存のものを活用するなど、簡素化を図る。
- 改革・改善運動の展開
  - 民間の業務改善で実績のある手法（トヨタ方式）を参考に、全所属において職員一丸となった業務改善を実践し、その取組成果は全庁に横展開する。
  - カイゼンの基礎となる5S（整理、整頓、清掃、清潔、習慣化（躰））の徹底と、「仕事の見える化」により、物、業務（種類、手順、内容、時間）、さらには管理の見える化を行う。
  - ・全ての所属にカイゼンの牽引車となるカイゼン推進員を設置し、カイゼンテーマを設定して具体的なカイゼン活動を進める。
  - ・各所属のカイゼン活動については、テーマや取組状況をDBで共有するとともに、カイゼン発表会を開催して、成果・取組の全庁的な横展開を図る。
  - ・全庁的な波及効果が大きい職場、または課題を抱える職場を重点職場（モデル職場）に設定して、カイゼンを集中的に行い、その成果を全庁に横展開する。
  - ・仕事の見える化に一部職場で先行的に実施し、一定の成果が出た後、全職場で取り組む。
- 事業棚卸し（鳥取県版事業仕分け）
  - 公開の場で、外部の客観的な視点により事業を点検することによって、事業の評価の透明性を図るとともに、行財政改革をはじめとする県庁の内部改革を推進する。
  - ・外部の視点を取り入れるため、民間有識者や公募委員を評価者に採用。
  - ・事業棚卸しの作業は公開とし、インターネットによる同時配信も実施。
  - 既存事業の見直しと大胆な選択と集中

### 業務実施主体の見直し

- 組織間の業務・機能の見直し（重複排除と役割整理）
  - 本庁と総合事務所など地方機関との間の仕事の流れや権限の配分を点検して、地方機関で完結・実施する方がよい業務と、逆に地方機関では非効率になる業務の双方を整理。
- 民間委託の推進
  - 民間ノウハウの活用、より柔軟で効率的な事業実施、専門的なスキルの確保・蓄積などの利点を念頭に置き、県職員による直営から民間委託への切替えを積極的に推進。
- 市町村との共同処理の拡大
  - 県と市町村が同じ手法で行っている業務などについて、県と市町村が人的資源と物的資源を出し合って効率的に事業を共同処理する手法を幅広い分野で実施。



### 協議、会議の効率化

- 予め協議等の終了時刻を設定（原則 60 分まで）
- 決定すべき事項を明確化し、参加者全員が共有することで迅速化。  
（趣旨がわかるような協議等資料のフォーマット作成）
- 会議の結果概要（1 ページ程度で結論等を記載）を速やかに DB に登載（必要なもののみ）。  
（出席者がそれぞれ報告書を作成する手間を省く）

### 所属の時間外勤務実績を所属長の評価に反映

- 時間外勤務実績が前年より増加した所属長及び部局長のうち、縮減の取組が十分でないなど特段の理由がない者に対して、勤務成績に反映する。  
（所属毎の取組状況を幹部会議に報告し、幹部会議での検討結果を踏まえて知事が査定）

※ 1 2 月勤勉手当への反映も検討

（所属長が所属実態の点検・分析、改善に向けた取組を行うことが前提）

### 若手職員等の声の活用

- 時間外勤務に関して困っている点や、逆に効率的な業務運営の成功例などについて若手職員から意見を聞き、全庁的な取組へ還元。  
（人事企画課において、時間外勤務実績の多い所属や少ない所属からのヒアリングを実施し、とりまとめた結果を全庁に周知。）
- 仕事の進め方に優れている職員（＝時間管理の達人）から、効率化のワザなどを聞き取り、メルマガなどを活用して全庁的に紹介。

## （2）各部局で取り組むもの

各部局等が独自に取り組んで効果のあった取組を共有化し、これらを参考として各所属がそれぞれの職場環境に応じて縮減効果が期待できる取組を実施。

### ○所属長による業務マネジメントの徹底

#### 【取組例】

- ・所属長が職員一人ひとりの業務実態及び時間外勤務の発生要因を点検・分析し、必要な改善策を講じる。
- ・所属職員の従事業務のみえる化。  
（例 職員ごとに、週単位等の業務計画及び毎日の業務実績を記録。  
所属長が状況を把握することで、業務配分や時間外勤務管理に活用）
- ・指示事項には明確な期限を設定。  
（未完成段階であっても、当該期限で状況を確認。＝早期の課題発見、軌道修正。）

#### 【各部局等で取り組まれていた具体例】

##### ○時間外勤務の現状把握と改善策の検討

- ・週単位で部内の時間外勤務実績（個人別、所属別）を集計し、毎週月曜日に開催する課長会議で報告することで、現状を所属長に意識付け。 [企画部]
- ・局内の時間外勤務実績（個人別、所属別）を月単位に集計し、毎月初めの課長会議で報告。  
月 50 時間を超えている職員について該当所属長から説明を求め、応援体制や業務の平準化等の対策を検討。また、所属毎の年間目標に対する進捗も確認。 [中部総合事務所県土整備局]
- ・部内各所属の月単位実績と月の累計時間数が 45 時間を超えた職員のデータを毎月部長に報告するとともに、目標や前年実績を上回る所属に対して要因分析と改善策等の報告を求め、必要な指示をしている。また月 45 時間を超えた職員に対して所属長が面談を行い、仕事のやり方等を点検・指導するとともに、業務分担の見直しなど改善方策を検討する。 [農林水産部]

- ・業務が集中している所属には、フラット制の組織メリットを活かして、仕事の割り振りを柔軟に変更するようにしている。 [商工労働部]

#### ○職員の従事業務の見える化

- ・係（担当）単位で職員別の業務進行管理表を作成し所属内で共有化。各職員が1週間業務予定（従事業務の項目、時間外の目標等）を管理表にあらかじめ記入し、週が終ると時間外勤務実績や業務上の問題点を記載。

個々の職員が「いつまでに」「どれだけの」業務を抱えているか把握することで、業務が集中している職員への軽減や、問題点への早期対応等を図る。 [防災局]

※係（担当）レベルの進捗把握には有効であるが、所属長による業務管理に活用するためには工夫が必要。

#### ○電子会議室の活用

- ・部長協議事項は電子会議室（部内全所属閲覧可能）を活用。事前に部長が目を通した上で、内容に応じて返答文書又は呼び込みのいずれかにより協議、決定。これにより、方針決定の迅速化と情報の共有化を図っている。 [生活環境部]

## 2 「早期退庁 de グッドジョブ」運動（早期退庁の機運づくり）

### (1) 全庁で一斉に取り組むもの

#### 一斉退庁日の徹底、一斉退庁ウィークの設定

- 毎週水曜日を一斉退庁日とし、原則として所属長が最終退庁・施錠確認を行う。
- 毎月19日（育児の日）を一斉退庁日とする。
- 年4回（概ね四半期毎に1回）の一斉退庁ウィークを設定
  - ・2回は全庁統一週間を設定（8/15の週、10/10の週）
  - ・他の2回は、業務の実情に応じて各所属において設定

#### 午後10時以降等の時間外勤務の抑制

- 午後10時以降の時間外勤務及び休日勤務は極力行わせないこととし、真にやむをえず命令する場合は部局長の承認制とする。
- また、午後10時以降の時間外勤務命令を受けていない者の勤務実績が午後10時を超えた場合は、その理由等について所属長を通じて部局長へ報告するものとする。
- （例えば、午後9時までの勤務を命ぜられていた職員が結果的に午後10時を超えた場合は、当該職員は時間外勤務DBへの実績時間入力前に所属長に口頭報告  
→ 所属長は部局長にメール等により報告）

#### 時間外勤務の目標時間の厳格化

- 各部局及び各所属ごとの年間目標の設定と公表
  - ・平成23年度は、部局とも対H22比30%以上削減の年間縮減目標を設定。
  - なお、平成22年度の縮減が20%未満の部局については、時間外勤務半減を目標とする趣旨を踏まえて独自に上乘せした目標の設定に努める。
  - ・各所属においては、業務の実情に応じた月毎の縮減目標を策定。
  - 併せて、各部局内の所属合計は年間目標時間数に収まるよう調整する。
  - ・策定した目標は、庁内に公表するとともに、所属職員への周知を徹底。
- 設定した縮減目標と一定程度かい離れた場合には、該当所属長は要因分析を行い、具体的な対策を策定。
  - 対策は、所属内に掲示し、併せて庁内DB公表。
  - （一定程度の基準）下記のいずれかに該当した場合
    - ・2か月連続して目標を10%以上超過した場合
    - ・四半期の実績時間数が、目標時間数を20%以上超過した場合

### 恒常的に時間外勤務が多い職員の改善指示

- 恒常的に時間外勤務が多い管理職・職員に対してヒアリングを行い、その実状把握、原因分析を行うとともに、改善指示等を行う。

### 時間外勤務縮減対策会議の開催

- 時間外勤務縮減のための幹部会議を四半期毎に開催し、縮減対策の進捗状況を確認する。
- また、時間外勤務が大幅に増加している部局については、会議において改善計画の報告を求める。
- さらに、縮減の進捗状況によっては追加の対策を検討するなど、必要に応じて取組内容を見直す。

### 照会、依頼の厳格化

- 午後4時以降の照会の原則禁止。
- 期限の短い照会、依頼の原則禁止（最低限、中3日ルール）。
- 必要以上の主管課取りまとめを禁止。
- 安易な全所属一斉照会の原則禁止。（該当所属を見極めた上での照会の徹底）
- メールによる照会では、タイトルで重要度、回答期限がわかるように工夫する。  
例） 「★重要★【回答期限 5/28(金)】平成22年度の時間外勤務の目標設定について」

### 勤務時間の特例制度の活用

- 業務運営上の必要のために時間外勤務対応としている業務について、該当業務に従事する職員に係る勤務時間の特例制度（勤務時間の割振りを変更）を各所属において積極的に活用。  
〔あらかじめ総務部長が包括的に承認した業務については、各所属長権限で実施できるよう承認  
手続の弾力化を実施済。〕

## (2) 各部局で取り組むもの

各部局等が独自に取り組んで効果のあった取組を共有化し、これらを参考として各所属がそれぞれの職場環境に応じて縮減効果が期待できる取組を実施。

### 【各部局等で取り組まれていた具体例】

- 時間外勤務の事前申出の徹底
  - ・やむを得ず時間外勤務を行う職員は、当日の午後3時までに所属長に申し出ることとし、このうち午後10時以降の時間外勤務については午後4時までに次長まで申し出ること、事前申請を徹底している。また、時間外管理システムDBの経路は所属長のみとし、申出が途中でとどまることが無いようにしている。 [福祉保健部]
- 時間外勤務申請時に累積時間を明示
  - ・職員ごとの時間外勤務の目標時間数を設定して、時間外勤務の申出時に業務内容に加え、「当月累積時間数/当月目標時間数」を記入。目標遵守の意識徹底と所属長における実態把握に役立っている。 [農林水産部]
- 具体的な従事業務の確認
  - ・時間外勤務の従事業務内容について、「～等」という曖昧な記載ではなく、具体的に記載。これにより、この際ついでにというような仕事を減らし、目的意識をもって当該業務が終われば退庁することを徹底。 [文化観光局]
- 終礼実施（口頭での時間外勤務の必要性の確認）
  - ・終礼を実施し、終礼時に時間外勤務の必要性を確認。必要性の有無と他職員の応援を検討し、時間外勤務の縮減に努めている。

### 3 組織・人事における柔軟な対応

業務改善に取り組みながらも時間外勤務が多い所属については、その要因を分析した上で、年度中途においても以下の措置を講じる。

- 部局内、さらには部局を超えた業務応援体制
- より効率的かつ実状に応じた組織的な手当
- 人事異動や非常勤職員の配置 等

## 鳥取県庁のクールビズの開始について

平成23年5月20日  
総務課  
行財政改革局人事企画課  
環境立県推進課

東日本大震災を受けた節電に対する機運の高まりを踏まえ、地域をリードする環境実践「とっとり環境イニシアティブ」を進めていくため、県職員が率先的にエコな県庁を目指す取組「ハートホット・クールビズ」を実施します。

「ハートホット・クールビズ」とは、毎年実施している夏季のクールビズより一步踏み込んで、省エネ活動を地域・産業振興の観点も踏まえて、楽しみながら実践する取組として以下のとおり実施するものです。

### 【ハートホット・クールビズの取組】

以下のとおり、夏季の軽装化の取組（ノーネクタイ・ノー上着運動）を実施

	昨年までの取組	今年度の取組	変更点
実施時期	6月1日～9月30日	5月23日～10月31日	1週間前倒し＋ 1ヶ月期間延長
軽装の促進	ポロシャツ・開襟シャツの着用について認める	県のPRや地域・産業振興、東日本大震災の被災地支援につながるTシャツなどの着用を積極的に推奨する。併せて、ポロシャツ・開襟シャツの着用を一層推奨する。	地域・産業振興の観点を導入＋ 軽装の一層の推奨

（政府・環境省の取組について）

政府はクールビズの取組期間を5月1日～10月31日に延長

環境省では、「スーパークールビズ」として、ポロシャツ、アロハシャツ、かりゆし、チノパン、スニーカーなどに加えて、無地のTシャツやジーンズも勤務時の服装に追加

（本庁断熱工事による省エネ効果について）

本庁舎においては、二重ガラス、外壁断熱パネルの設置工事を進めており、エアコン使用時の省エネ効果が期待できます。

※空調温度について、諸規定で上限温度と規定されている28℃に設定するよう、引き続き徹底します。

### 【その他の省エネ実践】

#### ○時間外の一斉消灯

時間外に照明を一斉消灯をすることで、職員の省エネに対する意識強化を図ります。

（時間外勤務時に5分間一斉消灯して、そのあと時間外勤務をする者のみが照明を再点灯）

#### ○省エネパトロール

時間外に無駄な電気がついていないか、若手職員が見回りを実施して必要最小限の照明以外を消灯するよう呼びかけを行います。

#### ○節電の取組の徹底

省エネ取組を再度徹底します。

- ・昼休憩や長時間の席空け時には、各自のパソコンの電源を切る
- ・コピー機やシュレッダー等は、長時間使用しない場合は電源を切る
- ・勤務終了時は、各自のパソコンのコンセントを抜く 等

## 「ハートホット・クールビズ」における職員の服装について

H23. 5. 18 行財政改革局人事企画課

夏季・冷房時期については、環境負荷低減のために上着及びネクタイの着用をやめるなど軽装を心がけるよう呼びかけてきたところであるが、このたびの東日本大震災を受けて、一層の省エネルギー化の取組を行うにあたり、地域・産業振興の観点も踏まえて楽しみながら省エネ活動を実施するという「ハートホット・クールビズ」のコンセプトを踏まえた服装のあり方について、次のとおり考え方を整理したので、適切に対応すること。

なお、勤務時間中の職員の服装については、制服等の着用が定められている所属以外、特に服装の適否を定めたものはないが、服務規程に規定する綱紀の保持及び県民の信頼を損なわないという観点から、社会人及び公務員として相応しく、来庁者の方々へ不快感を与えないものとするよう留意すること。

### 「ハートホット・クールビズ」における服装の考え方

- 上着及びネクタイの着用はこれまでどおり不要とし、ポロシャツや開襟シャツなどについては、一層の省エネルギー化の観点から、これらの着用をより一層推奨する。(次項の観点からアロハシャツを含む。)
- Tシャツなどの襟なしのシャツについても、県のPRや地域・産業の振興につながるもの、東日本大震災の被災地を支援する目的のものについては、積極的な着用を推奨する。
- 上のシャツに合わせ、ビジネス用以外のズボンの着用も推奨する。(ジーンズ、短パンなどは不可。)
- カジュアル度が極めて高いもの、極端に肌を露出するものなどは着用を控え、来庁者の方々へ不快感を与えないよう配慮する。

※県のPR、地域・産業の振興につながるものは、積極的に着用する。

(例) 県のPR	… 鳥取県応援Tシャツ「鳥取は鳥根の右側です！」 など
県施策のPR	… まんが(鬼太郎、コナンなど県にゆかりのあるもの)、鳥取力、食のみやこ、子育て王国、鳥取来楽暮、あいサポーター、海づくり大会 など
地域振興	… ガイナーレ、キタロウズ、ジオパーク、しゃんしゃん祭、打吹祭、がいな祭、皆生トライアスロン、シートゥサミット、バーガーフェスタ、アロハ など
観光の振興	… アテナ、山陰デスティネーションキャンペーン、三徳山、大山、砂丘 など
特産品の振興	… 梨、白ネギ、スイカ など
産業の振興	… 絣、染物 など
文化、芸術の振興	… 県内芸術家の作品、とりアート、アーティストリゾート など

## 平成23年度のカイゼン活動について

平成23年5月20日  
業務効率推進課

昨年度からお役所仕事の打破と筋肉質で効率的な県庁を作るため、職員一丸となってカイゼンに取り組んでいます。

今年度は、その成果を全庁に横展開するとともに、新たに「仕事の見える化」に取り組み、更なる発展・定着を図ります。

カイゼンにより仕事の無理ムダを排除し、時間外勤務を縮減し、職員のワークライフバランスの確立を目指します。

### 1 昨年度の成果、課題

#### (1) 成果

全所属でカイゼンに取り組んだ結果、顕著な成果を出す職場もありました。

- ・4～2月までに、約1万時間の縮減（一部職場では▲80%）
- ・カイゼン発表会を開催し、優秀な職場を知事表彰（カイゼン大賞）
- ・カイゼン全国大会に県として初出場

#### (2) 課題

今後カイゼンを県庁の風土としていくためには、「上ずべり感」「やらされ感」を払拭し、全員参加で進めて行くことが必要

### 2 今年度の取組

#### (1) 「仕事の見える化」(新規)

これまでのカイゼン活動（QC活動・所属毎の主体的なカイゼン活動）と並行して、カイゼン活動の基礎となる見える化に取り組む。

「物」「業務（種類、手順、内容、時間）」「管理」を見える化し、業務改革（手順の  
カイゼン、標準化、マニュアル作成）に繋げる

・コンサルの指導を受け、5S（整理、整頓、清潔、清掃、習慣化）の徹底、ファイリングシステム（書類の管理体系）の確立等を実施

・先行的に実施する職場（行財政改革局、医療指導課）を設定し、その後全庁で取り組む

#### (2) カイゼン活動（QC活動・所属毎の主体的なカイゼン活動）

昨年度に引き続き、モデル職場（中部県民局、西部県土整備局）の設定とカイゼン研修により、全庁への成果の波及が大きい課題のカイゼンに更に取り組む

#### (3) 昨年度の成果の横展開

予算決算の事務処理方法、会計、用品の集中管理、ファイルや電子データの管理方法等の平成22年度カイゼン取組で横展開すべき成果について、県庁改革推進PTの無理・ムダ追放WG内に専門部会を設置して、より強力で推進

#### (4) カイゼン手法を確立するためのセミナー等の開催

項目	内容	備考
(新規) カイゼンスタート アップ5(GO)・5 (GO)セミナー	・今年度のカイゼン活動の開始に先立ち、気運の醸成とカイゼンの意義を理解 ・ワークライフバランスの実現	5月9日開催済
推進員養成研修A	・各部局のカイゼンのコアとなる職員を養成 ・名古屋で実施（民間カイゼン現場等）	6月予定
(新規) 推進員養成研修B	・所属のカイゼン推進員（補佐級職員を想定）を補佐する一般職員を対象 ・カイゼンツールについての演習等（半日程度）	5月9～11日 開催済
(継続) カイゼンセミナー	・カイゼンについて全国的に著名な方の講演 ・主に幹部職員を対象	7月予定
(継続) カイゼン発表会	・所属のカイゼンの取組の評価 ・成果の全庁的な横展開 ・優秀事例は知事表彰（カイゼン大賞）	12月予定

# 人権尊重の社会づくり相談ネットワークの運用状況と検証について

平成23年5月20日

人権・同和対策課

鳥取県では、平成21年度から、人権尊重の社会づくり相談ネットワークを「鳥取県人権尊重の社会づくり条例」の中に位置づけて、県民からの人権相談に総合的に対応し、人権相談員からの助言、各種専門家の支援、関係機関との連携などを行いながら、相互の理解と自主的な取組によって解決の促進を図っている。

この相談ネットワークのしくみは、旧通称人権救済条例に代わる措置として設けたものであり、(同条例は平成21年3月で廃止)、また、人権救済条例見直し検討委員会から提言のあった、個別条例(公務員、子ども、差別)を制定しての救済制度についても、この相談ネットワークで対応できているのか、その有効性・代替性について一定の時点で検証をする必要がある。

## I 運用状況について

### 1 相談件数等・別添のとおり

### 2 主な相談事例

支援類型	具体例	
	相談分野	対応状況
①整理・関係機関への伝達 [相談内容を整理してまとめ、関係機関へ伝達して解決を促進]	労働者(退職)	相談内容を整理し県労働委員会での対応の可否を確認。その後、県労働委員会へあつせん申請。申請後も専門相談員(弁護士)が助言するなど、継続して支援し、解決を促進
	子ども(教員の指導)	相談内容を整理し県教委に伝達し、対応を要請。学校側と相談者で話し合いがされ、相談者が納得
②第三者として当事者に伝達 [相談内容を第三者として冷静に伝達し、問題への対応を促進]	疾病(医療サービス)	相談内容を病院側に伝達し、対応を依頼。改善が図られるとともに、当事者間で冷静に話し合いがされた。
	疾病(施設内禁煙)	相談内容を施設管理所管部署へ伝達し、対応を要請。施設管理所管部署が検討の結果、相談者の意向にそった対応を実施
	障がい(福祉サービス)	相談内容を施設側に伝達し、当事者での協議の場の設定等を要請。その結果、施設の福祉サービス第三者委員による協議等がもたれ、解決を促進
	公務員(個人情報保護)	相談内容を問題があったとされる公務員の属する自治体へ伝達。自治体が事実関係を調査し、解決を促進
③関係機関等への助言 [福祉施設職員等へ対処方を助言して解決を促進]	労働者(退職)	相談者(福祉施設管理者)に傷ついた職員への対処方法を助言するとともに、福祉施設での人権研修の開催を要請
	高齢者(福祉サービス)	相談者(地域包括支援センター職員)に養護老人ホーム利用者の処遇方法等について助言するとともに、県福祉保健局へ相談内容を伝達し、相談者が相談できる環境を整備
	障がい(家族による虐待)	関係機関が集まって対応方針を検討する会議に参加してコーディネーター的役割を果たし、機関ごとの支援方針を明確にした。その後、関係機関がこの方針に基づく支援を実施し要支援者の問題の解決を促進
④必要な情報の提供 [問題を整理し、解決のために必要な情報等を提供]	障がい(将来の生活設計)	問題を整理し、課題ごとに支援制度、相談先等を情報提供。これに基づき相談者が関係機関に相談し問題の解決を促進
	女性(離婚)	離婚手続きや検討課題、相談先等を情報提供。相談者双方が話し合い、情報提供相談先等を活用して、問題の解決を促進



### 3 専門相談員の相談事例

専門相談員	具体例	
	相談分野	対応状況
弁護士	女性（離婚）	協議離婚や裁判離婚などの方法、慰謝料の額等を助言するなど、解決を促進
弁護士	労働者（退職）	パワーハラスメントによる退職については、手続きが必要であり、登記等をよく確認するよう助言
弁護士	労働者（退職）	解雇に関する請求額の妥当性について助言。慰謝料の額には幅があり、妥当性の判断は難しい
弁護士	その他（町内会費）	町内会費値上げの理由が神社の維持費を支出するためということは、信教の自由を侵害するもので違法である旨助言

## II 検証について

上記の相談事例に掲げるとおり、他機関の協力も得ながら、専門相談員の活用も含めて、人権相談員が中立的な立場で懇切、丁寧に、かつ、機動的に各種相談の解決に向けて対応している。

旧条例の人権侵害救済推進委員会の権限であった、また、個別条例で想定される救済委員会（例えば「子どもの権利委員会」）が持つであろう救済機能である「助言」、「関係機関の紹介」、「当事者間の関係調整」などの機能を果たしている。

人権相談員は、調査、勧告、公表などの権限はないものの、現状で、おおむね相談者の満足を獲得しているものと考ええる。

今後とも、この相談ネットワークの利点を生かしながら、引き続き、成功事例を積み重ねていきたい。

（参 考）「相談者の満足が得られていない相談事例」

- ・人権相談員は、権限や強制力を持って、私人間の仲裁をしたり相手方への謝罪を求めることはできないと聞いて、電話を切ったり、あきらめる事例
- ・人権相談員が紹介しようとした機関が加害者側に立つ機関では役に立たないと理解された事例
- ・人権相談員が関係先を紹介しようとしたり、関係先へ伝達することを提案しようとする「そこまではよい」と言われ、傾聴で終わる事例（話が大量になるのを相談者が忌避するためか。） など

## III 今後の課題について

### (1) 相談ネットワークの周知

相談ネットワークの存在について、より一層の周知を図るため積極的な広報活動に努める。

### (2) 相談後のフォローアップ

助言、情報提供後の状況の把握に一層努めるなど、相談者に対する更なる継続したきめ細かな支援を行う。また、関係機関等との連携を密にすることにより、相談事例を可能な限り解決に導いていく。

### (3) 専門相談員の積極的活用

専門相談員の積極的な活用に努め、相談者支援の充実を図る。（ケース会議への専門相談員の参画、定例専門相談日の設定 など）

### (4) 個別条例の必要性の検討

個別条例（公務員、子ども、差別）を制定しての救済制度についても、引き続きこの相談ネットワークの検証（有効性・代替性）を行うことにより、必要性の検討を行う。

## 人権相談窓口における相談の状況について

平成20年4月から平成23年3月までに、人権相談窓口へ寄せられた相談の概要は、次のとおり。  
(平成20年度は予算措置のみによる試行)

### 1. 相談件数

#### ①受付機関別

	H20 年	H21 年	H22 年
人権局	115	120	106
中部県民局	24	36	33
西部県民局	54	108	157
計	193	264	296

#### ②相談形態別

	H20 年	H21 年	H22 年
面接	100	111	122
電話	89	145	164
封書等	4	8	10
計	193	264	296

### 2. 相談内容

#### ①分野別

	同和 問題	外国 人	障が い	子ど も	女性	高齢者	公務員に よるもの	労働者	疾病	その 他	計
H20 年	3	0	28	12	13	12	27	50	2	70	217
H21 年	6	6	54	13	25	30	47	39	11	69	300
H22 年	10	3	101	9	15	14	83	27	32	50	344

※相談一件であっても相談内容により複数の分野に計上

#### ②行為類型別

	差別 表現	落書 き	インタ ーネット	就労 (募集 採用)	就労 (左 以外)	虐待 (身 体的)	虐待 (心 理的)	虐待 (性 的)	虐 待 ( 経 済的)	虐 待 (初 級)	サー ビス 提供	就 学
H20 年	6	0	2	6	61	5	6	1	0	1	10	0
H21 年	8	1	1	4	32	7	28	1	6	4	49	4
H22 年	9	0	9	0	20	5	14	1	3	1	115	0

	グライ バー	居住・生 活の安全	報道 被害	誹謗 中傷	嫌が らせ	いじ め	セク ハラ	性犯 罪	結婚 差別	賃貸 拒否	その 他	計
H20 年	5	14	2	14	2	6	2	0	1	1	83	228
H21 年	7	32	2	35	39	23	4	1	1	1	64	354
H22 年	16	74	1	22	85	27	0	1	0	0	17	420

※相談一件であっても相談内容により複数の行為類型に計上

### 3. 相談窓口の対応状況

	情報提供・ 助言	他機関(県の 機関)紹介	他機関(県 以外)紹介	その他 (傾聴など)	計
H20 年	117	20	17	39	193
H21 年	178	24	13	49	264
H22 年	211	14	6	65	296

# 宅地建物取引上の人権問題解決に向けた取り組みについて

平成23年5月20日  
人権・同和对策課

## 1 概要

全国的に、新たな人権問題として、宅地建物取引の場で、障がいがあることなどを理由に入居を断られる入居差別や同和地区かどうかを調べる土地差別調査などへの対応が求められている。

この新たな人権問題の解決に向けて、本県における施策の基本方針（指針）を定めるとともに、具体的な取り組み内容を示した行動計画（アクションプラン）を策定し、市町村、宅地建物取引業の団体及び宅地建物取引業者の皆様と協力して、その解決を目指すこととしている。

## 2 今後の方針

### (1) 県指針及びアクションプランの策定(平成23年5月)

- ・ 県の基本施策を示す指針において、県、市町村、宅地建物取引業者等の責務を規定。
- ・ この指針に基づくアクションプランの中で、具体的な取り組みやそのスケジュールを記載。

### (2) アクションプランによる具体的取り組み

#### ① 啓発用資料の作成等（6月補正予定）

- ・ パンフレット、土地調査お断りシール作成
- ・ 映像資料の購入及び研修会等での活用

#### ② 啓発事業の実施(随時)

- ・ 土地差別問題をテーマとした人権問題講演会の実施  
(H23.7.14 とりぎん文化会館、秋頃に西部でも予定)
- ・ 宅地建物取引主任者法定講習や宅地建物取引業者の任意研修会等での啓発実施
- ・ 県政だより、人権啓発ラジオでの啓発

#### ③ 実態把握の実施(随時)

隣保館を訪問して実態を聴取。H22年度から継続実施。

#### ④ 「自主行動基準」(仮称)の策定要請(平成23年5月)

宅地建物取引業者の団体である(社)鳥取県宅地建物取引業協会及び(社)全日本不動産協会鳥取県本部に「自主行動基準」(仮称)の策定を要請。

## 3 スケジュール

23年3月 ～4月	・ 関係機関等への意見照会 (宅建業団体、各市町村、部落解放同盟鳥取県連合会)
同年5月以降	・ 人権尊重の社会づくり協議会への報告 ・ 常任委員会報告 ・ 県指針及びアクションプランの策定 ・ 各種取り組みの実施

## 宅地建物取引上の人権問題に関する鳥取県指針（案）

平成23年 月 日  
鳥 取 県

鳥取県では、平成8（1996）年7月に制定した鳥取県人権尊重の社会づくり条例によって、お互いの人権が尊重され、誇りをもって生きることができる差別と偏見のない人権尊重の社会づくりに取り組むことを明らかにしました。そして、平成9（1997）年4月に策定した鳥取県人権施策基本方針で施策の基本的な方向を示し、県民との協働を進めながら、県政の主要な課題として「人権先進県づくり」の取り組みを進めています。

しかし、これまでの人権尊重の取組や社会情勢の変化などから、新たに認識の高まった人権課題など一層の取組が必要な人権課題が多くあり、また、依然として差別などをはじめ、人権侵害を受けたと感じている人も少なくありません。

このような中、全国的に、新たな人権問題として、宅地建物取引の場で、障がいがあることなどを理由に入居を断られることや、土地差別調査等が生じており、この解決に向けた取組みが求められてきています。これを受けて、鳥取県人権施策基本方針（平成22（2010）年第二次改訂）では、その現状と課題として「他の都道府県において、土地開発業者による同和地区等の土地調査が確認されるなど、宅地建物取引における人権問題が明らかになっております。このため、宅地建物取引業者は、人権問題についての正しい理解と認識を持った上で、これらの依頼に対し適切に対応する必要があります。」と指摘し、具体的施策の方向として「宅地建物取引業者の人権意識の高揚を図るため、宅地建物取引主任者を対象とした法定講習会や、宅地建物取引業者を対象とした業界団体研修会での人権意識の啓発、周知徹底及び指導を行う」こととしております。

今回策定したこの指針の中で、県は、宅地建物取引の場での人権問題という、これまでにない新たな課題の解決を目指して、宅地建物取引業の団体及び宅地建物取引業者の皆様をはじめ、県民の協力を得ながら、人権尊重の視点に立った施策の推進を図ることとします。

この指針は、県及び市町村、宅地建物取引業者等、それぞれが行うべき取組みの道筋を示し、その取り組みを一層充実するための施策推進の基本となるものです。

### 記

#### 1 宅地建物取引業における人権への配慮

宅地建物取引業者は、その業務を適正に運営するとともに、宅地及び建物の取引の公正を確保するという社会的責務を担っています。

生活の基盤である宅地建物を県民に提供するという業務は、安心、安全な社会環境づくりという面からも社会における役割は非常に重要です。

そのため、宅地建物取引の場における人権問題の発生を未然に防止し、また発生した場合の早期解決を図るため、県、市町村及び業者・業界は、それぞれ役割分担しつつ、連携・協力し、人権意識の高揚と普及に努めます。

#### 2 県の責務

県は、宅地建物取引業者の人権意識の高揚を図るため、関係機関、業界団体と連携し、協力しながら、次に掲げる事項を積極的に推進します。

##### (1) 人権啓発の推進

①業者の人権意識の向上を図るため、県及び業界団体が実施する研修会、講演会等あらゆる機会を通じて啓発を促進すること。また、市町村に対して、課題解決に向けた施策の推進に努めるよう要請すること。

- ②人権問題の解決につながる業界団体の自主的な活動を支援すること。
  - ③関係機関、業界団体と連携し、効果的な啓発のための内容、手法等について検討・調査すること。また、業界団体において、人権問題の指導者養成に努めるよう要請すること。
- (2) 県民への理解と協力、啓発の推進
- 県の広報媒体の活用等により、県民に対し、宅地建物取引上の人権問題の未然防止に向けて理解と協力を求めるとともに、業界団体の広報媒体も活用を要請し、啓発に努めること。
- (3) 実態把握の実施と差別事象への対応
- ①必要に応じて県内の実態把握を実施し、対応を検討すること。
  - ②宅地建物取引業者の業務に関して差別事象が発生したときは、業者から業界団体を通じて事象の詳細を報告させるとともに、速やかに必要な資料収集や関係者からの事情の聴取に努めること。また、県の機関への宅地建物取引上の問い合わせ等の差別事象が発生したときは、問い合わせを行った相手方及び職員の啓発を行うこと。

### 3 市町村の責務

市町村の機関への宅地建物取引上の問い合わせ等の差別事象が発生したときは、速やかに事象の詳細を県へ報告するものとします。

### 4 宅地建物取引業者等の責務

人権問題の解決に向けて、宅地建物取引業者等は次に掲げる事項を遵守するものとします。

#### (1) 宅地建物取引業者の責務

##### ①信頼性の確保

宅地建物取引業者は、その取引行為において、より高度の社会的信頼性を求められていることを自覚し、職員の人権意識の高揚に努めること。

##### ②取引物件の調査等

宅地建物取引業者は、取引物件の所在地が同和地区であるかないか、または、同和地区を校区に含むかどうか等について、調査、報告及び教示をしないこと。また、差別につながる不適切な広告、表示をしないこと。

##### ③入居機会の確保

宅地建物取引業者は、国籍、障がい、高齢等の理由により、入居機会を制約し、これを助長する差別的行為をしないこと。また、その関係する家主等に対して、人権問題についての理解を求めよう努めること。

##### ④差別事象の発生時の団体及び県への報告

宅地建物取引業者は、取引の場において差別事象が発生したときは、業界団体を通じて県へその詳細を報告すること。また、県の資料収集や関係者からの事情の聴取に協力すること。

#### (2) 業界団体の責務

##### ①啓発への取組み

業界団体は、その構成員に対し、人権意識の高揚と普及を図るため、県や関係機関と連携しながら組織的な研修・啓発の取り組みの指導に努めること。

##### ②差別事象への対応

宅地建物取引業者の業務に関して差別事象が発生したときは、業者から事象の詳細を報告させるとともに、速やかに県へ報告し、県の資料収集や関係者の事情の聴取に協力すること。

##### ③自主行動基準の策定と運用

業界団体は、宅地建物取引業における人権への配慮等に関する自主行動基準を策定するよう努め、その適正な運用を図ること。

「宅地建物取引上の人権問題に関する鳥取県指針」に基づく  
アクションプラン（行動計画）（案）

平成23年 月  
鳥 取 県

「宅地建物取引上の人権問題に関する鳥取県指針」に基づき、宅地建物取引における入居差別、土地差別などの人権問題を解決するためのアクションプランとして、下記のとおり具体的な取組みを進める。

記

1. 県民・宅地建物取引業界の意識啓発用資料の作成及び啓発事業の実施

(1) 研修用資料の作成等

入居差別、土地差別の解消に向けて、鳥取県や宅地建物取引業の業界団体などの主催により研修会等を実施し、県民や事業者の意識啓発を図る。また、研修などで利用できる資料を作成・購入する。

①パンフレット、土地差別調査お断りシールの作成

「パンフレット」は宅地建物取引業者に配布するほか、事業者の研修会等で活用する。

また、県民を対象とした人権問題、同和問題の講演会でも活用する。「土地差別調査お断りシール」は業界団体を通じて各宅建業者に配布する。

②映像資料の購入及び活用

映像資料を購入し、宅地建物取引業者の研修会や様々な人権研修の場で活用する。

(2) 啓発事業の実施

入居差別、土地差別をテーマにした講演会を開催する。また、宅地建物取引業者の研修会等に講師を派遣し、啓発を実施する。

①宅地建物取引上の人権問題講演会を開催。

「入居差別問題」、「土地差別問題」に詳しい大学教授等を講師に招き開催する。

対象は県民全般及び宅地建物取引業者とする。

②宅地建物取引業者研修会等での啓発の実施

宅地建物取引業者研修会、宅地建物取引主任者法定講習会等で啓発を実施。

啓発内容は「人権問題に対する理解と配慮」、「鳥取県人権施策基本方針について」等。

③県政だより等による広報

県政だよりやラジオ放送等により、県民に広く周知を行う。

2. 実態把握の実施と対応

次のとおり実態把握を実施し、その調査結果を踏まえて、必要に応じて対応策を検討する。

(1) 鳥取県人権意識調査の実施及び活用

県民の土地差別についての意識を把握するため、平成22年度末に実施した『鳥取県人権意識調査』において、新たに追加した調査項目「土地差別に関する県民の意識」の調査結果を活用する。

また、「障がい者の入居拒否」及び「外国人の入居拒否」の状況に関する調査結果についても併せて活用する。

(2) 市町村からの報告

市町村の機関への宅地建物取引上の問い合わせ等の差別事象が発生したときは、速やかに事象の詳細を県へ報告する。

(3) 宅地建物取引業者及び業界団体からの報告

宅地建物取引業者は、取引の場において差別事象が発生したときは、業界団体を通じて県へその詳細を報告し、また、県の資料収集や関係者の事情の聴取に協力する。

(4) 隣保館からの実態聴き取り調査の実施

県内の実態を把握するため、県内の全隣保館を対象に、地域内での「宅地建物取引上の差別的な扱い（不当に安い評価を受ける等）の状況」の聴き取り調査を実施する。

3. 業界団体へ「自主行動基準」（仮称）の策定を要請

宅地建物取引業者の団体である、(社)鳥取県宅地建物取引業協会及び(社)全日本不動産協会鳥取県本部に、「自主行動基準」（仮称）の策定を要請する。

この基準は宅地建物取引業者が人権問題解決の観点に立ち、関係する法令等を遵守することに加え、法令等の定めのない事項についても自主的に取り決めを行うことにより、業務の適正な運営と宅地建物取引の公正を確保することにより、消費者等との信頼関係を構築し、その利益の擁護及び増進を図ることを目的とするものである。

<参考>

○「宅地建物取引上の人権問題」とは？

<入居差別>

- ・ 賃貸住宅などへの入居の際、障がいがあることや、高齢であること、また外国人であることを理由に入居を断ることは、日本国憲法の定める「基本的人権」の侵害であり、許されないことです。

<土地差別>

- ・ 平成19年以降、大都市でマンション建設に当たって建設業者から建設候補地の地域評価などの調査の委託を受けた調査会社に対して、周辺の宅地建物取引業者が同和地区のエリアなどの情報を提供していたことが発覚しました。
- ・ さらに調査会社が建設業者への報告書の中で同和地区等を「不人気エリア」「敬遠されるエリア」などの差別的な記載をしていたことが明らかになりました。
- ・ 鳥取県内においては、市役所、町村役場などへの「〇〇地区が同和地区かどうか」を問い合わせた事案が報告されています。

担当 ・ 総務部人権局人権・同和対策課

電話 0857-26-7073

・ 生活環境部くらしの安心局住宅政策課

電話 0857-26-7399

具体的スケジュール (1/2)

項目	内容	スケジュール													
		22年度			23年度						24年度		25年度		
		4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3		
県民・宅地建物取引業団体の意識啓発用資料の作成・啓発事業	〔研修用資料の作成等〕														
	○パンフレット														
	○土地差別調査お断りシール														
	○映像資料														
	○講演会 ・日程：部落解放月間中 （7月10日～8月9日） ・講師：土地差別問題に詳しい 大学教授														
	○業者研修会等での啓発 ・宅地建物取引主任者法定講習会 （6月～11月の間に2回開催） ・宅地建物取引業者講習会 （随時）														
	○県政だより等による広報 （指針・自主行動基準の周知）														
	○ラジオ放送による啓発														



具体的スケジュール (2/2)

項 目	内 容	スケジュール												
		22年度	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
実態把握の実施と対応	<ul style="list-style-type: none"> <li>○鳥取県人権意識調査の実施</li> </ul> <p>【設問項目】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「あなたが、家を購入したり、マンションを借りたりするなど住宅を選ぶ際に、同和地区にある物件を避けることがあると思いますか。」(○は一つだけ)</li> <li>・「障がい者の入居拒否」及び「外国人の入居拒否」の状況についての質問項目も継続設定</li> </ul>	<p>調査書送付・回収</p> <p>県指針</p> <p>調査・分析</p>												
	<ul style="list-style-type: none"> <li>○市町村からの報告</li> <li>○宅地建物取引業者及び業界団体からの報告</li> <li>○隣保館からの実態聴取り調査の実施</li> </ul>	<p>発生のおとど県へその詳細を報告</p> <p>発生のおとど県へその詳細を報告</p> <p>実地調査</p> <p>調査継続</p> <p>調査継続</p>												
業界団体へ「自主行動基準」(仮称)の策定要請	<ul style="list-style-type: none"> <li>○業界の自主行動基準(仮称)</li> </ul> <p>【主な項目】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・個人情報の保護</li> <li>・苦情、相談への取組み</li> <li>・モラルの維持、向上</li> <li>・人権擁護の取組み</li> </ul> <ul style="list-style-type: none"> <li>・差別事象が発生した時の対応(県への報告等)</li> </ul>	<p>策定</p> <p>業界への要請</p> <p>策定の検討、会員への周知・徹底</p> <p>発生のおとど県へその詳細を報告</p>												

## 『鳥取県史ブックレット』第8・9巻の刊行について

平成23年5月20日  
公文書館

県史編さん室では、新鳥取県史編さん事業の成果を県民にわかりやすく伝えることを目的に『鳥取県史ブックレット』を刊行しています。

このたび、第8・9巻として下記の2冊を刊行しました。

### 1 書籍名

#### (1) 『鳥取県史ブックレット8 古代因幡の豪族と采女』

(内容)

奈良時代、天皇の側近くに仕える「采女（うねめ）」と呼ばれる女官がいました。本書では、因幡出身の伊福吉部徳足比売（いほきべのとこたりひめ）、八上采女（やかみのうねめ）、国造浄成女（くにのみやつこのきよなりめ）という3人の采女の活動を、残された貴重な資料からわかりやすく紹介しています。

#### (2) 『鳥取県史ブックレット9 里海と弓浜半島の暮らし

—中海における肥料藻と採集用具—』

(内容)

里海（さとうみ）とは、人の暮らしの場に近い海であり、人の手が適度に加わることで漁業などの生産性や生物多様性が高まる海域です。弓浜半島では中海の藻葉（もば）を肥料として使用し、農作物を生産してきました。本書では、その人々の暮らしを藻葉採集用具、聞き取り調査の結果から紹介しています。

2 体裁・価格 A5判 94頁（第8巻）、96頁（第9巻）  
1冊500円

3 頒布方法 以下の窓口で頒布しています。

- ・公文書館
  - ・県民課（本庁舎1階）
  - ・東部・八頭・中部・西部・日野各総合事務所県民局
  - ・今井書店（鳥取駅前店、吉成店、湖山店、倉吉今井書店、パープルタウン店、本の学校今井ブックセンター、錦町店）
  - ・食のみやこととりプラザ（東京都港区）
- \* 県外の方、そのほか窓口等で購入することが困難な方には当館から直接送付させていただきます。

4 既刊 第1巻『織田 vs 毛利—鳥取をめぐる攻防—』  
第2巻『鳥取県の無らい県運動—ハンセン病の近代史—』  
第3巻『明治時代の消費生活—郡是・村是資料にみる鳥取の家計と食—』  
第4巻『尼子氏と戦国時代の鳥取』  
第5巻『江戸時代の鳥取と朝鮮』  
第6巻『子どもと地域社会—鳥取の民俗再発見—』  
第7巻『満蒙開拓と鳥取県—大陸への遙かな夢—』